F　「統合水道に係る旧簡易水道区域の給水人口について」において報告された10年前の4月1日から9年前の3月30日までの間に簡易水道事業を統合し有することとなった統合水道に係る旧簡易水道区域における給水人口

［5　略］

6　平成十二年度から平成二十八年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四〇分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度及び平成二十八年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する簡易水道事業（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」（平成二十九年三月三十一日付け総財公第三十九号、総財営第四十一号、総財準第四十九号）に定める「「経営戦略」策定の定義」を満たす経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該

［5　同上］

6　平成十二年度から平成二十七年度までの各年度分の簡易水道事業債同意等額は、簡易水道整備事業費（簡易水道未普及解消緊急対策事業費を含む。）の財源に充てるため平成十二年度及び平成十三年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に四分の一を乗じて得た額並びに平成十四年度から平成二十二年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に四〇分の九を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に簡易水道未普及解消緊急対策事業費の財源に充てるため平成十二年度に発行を許可された地方債の額に相当する額に六分の一を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）及び簡易水道事業に係る地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費に充てるため平成二十七年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額を加えた額とする。この場合において、市町村が組織する組合に係る当該地方債の同意等額は、当該同意等額を当該組合を構成する地方団体の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの地方団体の同意等額とみなす。

7　高料金対策簡易水道資本費は、次の⑴及び⑵の規定のすべてに該当する簡易水道事業（以下「高料金対策簡易水道事業」という。）について総務大臣が調査した前々年度の三月三十一日現在の当該簡易水道事業の有収水量一立方メートル当たりの資本費の額とする。